

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
1	序文	愛媛県	①受注者	工事関係書類一覧表について 工事完成図書として最終的に提出する書類の種類や紙・電子等の提出方法が事務所により異なるため戸惑うことがある。	事務所の管理体制により異なることから、特記仕様書の記載により提出してください。
2	序文	高知県	①受注者	工事関係書類一覧表の中で契約関係書類の現場代理人通知書が契約担当課提出となっていますが、監督職員の確認が必要となるため、監督職員に提出した方がよいのでは。	工事関係書類一覧表を修正します。
3	序文	愛媛県	①受注者	工事請負契約書について、マニュアルでは発注者側が作成となっているが、入札説明書に契約書作成『要』と記載がある為、受注者側が作成しており、相違があるように感じる。	発注者、受注者双方で作成するものであり、マニュアルを修正します。 (⇒工事関係書類一覧表－工事請負契約の受注者欄も○にする。)
4	序文	香川県	③支援業務者	工事関係書類一覧表で、契約担当課に提出するもので、監督職員経由の分は解りやすく明示されていたのに、区分表記が無くなって解りにくい。工事受注者からすれば、だれ(どこ)に出せば良いかが必要なので、経由で提出の表示が、惑う原因となっている。	工事関係書類一覧表を修正します。
5	序文	高知県	①受注者	工事関係箇所一覧：受注者書類作成の位置づけ：提出：契約担当課欄の不備上記欄に（監督職員を経由して提出するものも含む）を追加記載されたが該当書類が不明確である。 他局では○と●(●は監督官経由)とある。	工事関係書類一覧表を修正します。
6	序文	高知県	①受注者	各種書類について提出時期の記載は出来ませんか？ ※熟練技術者には見やすいが、新卒、見習い技術者が勉強するには漠然としています。 工事受注から完成までにどんな書類を作成し、提出、提示が必要かを記載すると分かりやすいです。	書類作成の条項を記載しており、共通仕様書に基づき提出して下さい。
7	序文	愛媛県	②発注者	電子契約時の書類やりとり、流れが分かるようにできませんかという意見です。 現在、電子契約が可能となったことで、P1からの書類扱いが変わってくるケースがあります。 具体例で行くと、契約後の契約関係書類（現場代理人届等）が監督職員経由で提出となっているので、通常は紙で提出し、受注者→監督職員→発注担当課→契約担当課と流れておりました。電子契約をした場合、電子システムを利用するようになるので、監督職員等の経由ができません。事前に監督職員に紙提出をし確認してから電子申請だと何のための電子申請なのかが分かりません。イメージは、受注者がシステムで申請し、事務所内の担当課等を情報共有をして、内容がOKならシステムにて正式に受理、もし、訂正等があれば、システムで対応をすることになるのかと。（少し違いはありますが、コリンズのメール確認方法に近いイメージかもしれません。） マニュアルの記載には複雑になりすぎて難しいかもしれませんが、そのような事例もあるので意見を出させてもらいました。	工事関係書類一覧表を修正します。
8	序文	徳島県	①受注者	工事関係一覧表において材料確認でJIS製品も提出不要ではないのですか。	材料確認欄のことを記載しているものであり、現行どおりとします。
9	序文	徳島県	①受注者	工事関係一覧表において総合評価実施報告書類作成の根拠での文字がわかりづらい。	工事関係書類一覧表を修正します。
10	序文	愛媛県	①受注者	現場代理人等通知書、請負代金内訳書、工事工程表について、契約担当課と監督職員に2重に提出している現状があるため、改善願いたい。	工事関係書類一覧表を修正します。
11	序文	徳島県	②発注者	工事関係書類一覧表について 契約担当課への提出について、監督職員を経由して提出するものを含むでは、わかりにくいので、経由する書類を明確にしたい。	工事関係書類一覧表を修正します。
12	序文	徳島県	①受注者	発注担当課への提出書類（新技術活用関係資料、再生資源関係）は、監督職員を通じて提出していますが、一覧表によると直接のように読み取れますので、監督職員欄に○を追加していただきたい。	工事関係書類一覧表を修正します。
13	序文	徳島県	①受注者	受注者書類作成の位置付けにおいて、工事完成図、工事管理台帳は提出と納品の両方に○が付いていますが、納品前の提出（工事打合せ簿にて）が必要なければ、納品の○のみにしていただきたい。	工事関係書類一覧表を修正します。 共通仕様書3-1-1-9 工事完成図書の納品に記載
14	序文	徳島県	①受注者	特定調達品目調査実施要領に基づく集計表の提出について、追記していただきたい。（要領の指示については備考欄に）	工事関係書類一覧表を修正します。 共通仕様書1-1-1-31 環境対策の「9.特定調達品目」に記載の調達実績の集計結果を提出を追加
15	序文	徳島県	①受注者	42.品質規格証明資料には、5-1-1建設材料の品質記録保存資料を含む旨を記載していただきたい。	工事関係書類一覧表を修正します。 共通仕様書3-1-1-11 施工管理の「2.品質記録台帳」に記載。42ではなく、工事完成時の工事書類に追加
16	序文	徳島県	①受注者	本年度工事から契約関係書類の電子化が進んでいますが、従来の紙ベースから電子化された項目が今一つ分かりません。事務所によって違うのでしょうか。	工事関係書類一覧表を修正します。 ※参考：電子契約システムに関する情報 「四国地整HP→入札・契約情報→電子契約システム」を参照。
17	序文	徳島県	①受注者	工事打合せ簿（協議）は、電子◎としていても紙での提出を要望される場合があります。どういった場合に紙なのか備考欄に記載していただきたい。	紙と電子の別は事前協議により行うことが基本です。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
18	序文	香川県	③支援業務者	請負代金内訳書を監督職員経由で契約担当に提出となっているが、発注経路にして欲しい。 工務二課の場合、請負代金内訳書は発注課と受注者が直接やり取りされているため、発注課が契約担当に提出し、受注者は監督職員に提出が良いと思う。 監督職員を経由する物が分かるように●にして欲しい。	工事関係書類一覧表を修正します。
19	序文	徳島県	③支援業務者	工事関係書類一覧表の中に、(監督職員を経由して提出するものを含む)という表記があります。あいまいで紛らわしい表現だと思うので、直接契約担当課にしてほしい。	工事関係書類一覧表を修正します。
20	序文	徳島県	③支援業務者	工事関係書類一覧表 62新技術関係資料の提出先を発注担当課から監督職員としてほしい。 出張所や監督官詰所で施工計画書記載との照合や活用調査の評価をしており、直接の提出先が発注担当課では、おかしいとおもう。	工事関係書類一覧表を修正します。
21	序文	愛媛県	③支援業務者	「工事関係書類一覧表」に提出部数が記載されていると良いと思う。(各事務所や局発注等で違うかもしれませんが・・・)	表外の記載のとおりです。 「※提出部数は1部とするが、別に定めがある場合はこの限りではない。」
22	序文	愛媛県	③支援業務者	提出書類の部数について 工事関係書類一覧表の注釈に「※提出部数は1部とするが、別に定めがある場合はこの限りではない」と今回の改定で追記されましたが、別に定めがある場合が各事務所毎と言うのでは混乱を招きそうである。 別に部数を作成することが苦と言うわけで無いため、後で追加して欲しいと言うことが無いよう、標準的の最小限の部数を記述して欲しい。工事必携には記述があった。 また、1部とあれば工事受注者は指示しない限りそれ以上提出しないと考えるが、発注者側に必要な部数コピーする事で対応するのか。協議や契約関係書類は正副の部数が必要である。 電子による物は部数は当てはまらないと考えるが、電子契約の監督職員による事前確認が必要なものがある。(現場代理人通知書、工事工程表等)	別に定めがある場合とは、特記仕様書等の契約図書に記載されているものであり、現行どおりで対応して下さい。
23	序文	愛媛県	③支援業務者	No.37 休日・夜間作業届 備考欄の修正 ただし、現道上の工事については「提出」とする。 修正案→ただし、現道上の工事については「提出」とするが、週間工程会議等で監督職員が理由を含め把握していれば提出は不要。P67参照	工事関係書類一覧表(備考欄)を修正します。 「工事関係書類等の適正化指針」の⑩日報等の報告(ケース1)についても修正(追記)を行います。 ◎現道上の工事で、休日・夜間作業の有無等を週間工程会議(週間工程表)等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合においては、あらためて休日・夜間作業届を提出する必要はない。
24	序文	愛媛県	③支援業務者	No.69 工事写真 備考欄の修正 最下段：写真提出は必要 修正案→写真提出は”不要” P67との記述の不整合	工事関係書類一覧表(備考欄)を修正します。
25	序文	愛媛県	③支援業務者	No.74,75 再生資源利用実施書、利用促進実施書 監督職員への提出、確認は不要でしょうか？発注担当課のみとなっている。	工事関係書類一覧表を修正します。
26	序文	高知県	③支援業務者	電子契約システム試行対象工事について、資料作成業務及び監督支援業務において確認する項目について明示願います。	工事関係書類一覧表を修正します。
27	序文	高知県	③支援業務者	工事関係書類一覧表の中の受注者書類作成の位置付け→提出→契約担当課(監督職員を経由して提出するものを含む)と記載されていますが、どの書類を経由して提出するのか曖昧でわかりづらいです。各様式に記載はありますが、工事関係書類一覧表をみて分かるよう改善願います。	工事関係書類一覧表を修正します。
28	序文	高知県	③支援業務者	工事関係書類一覧表の中の書類作成者で工事打合せ簿(通知)は発注者も作成することがあるので○を入られた方が良いかと思われます。(または備考欄に記入等) 例：再資源化等に関する法律第11条の規定による通知	一覧表は受注者メインで作成しているため、表に○は入れませんが、備考欄に「※一部、発注者発議の場合あり(再資源化等に関する法律第11条の規定による通知など)」を追加します。
29	1	高知県	①受注者	【施工計画書の内容に変更が生じた場合には、変更施工計画書を提出する】とあるため、変更施工計画書を作成することが非常に多くなっている。しかし、共通仕様書P.1-7では「重要な変更が生じた場合」と記載されているので、提出が必要な場合の具体例を明記してほしい。	共通仕様書1-1-1-14 2.変更施工計画書に記載のとおり、「工期や数量等の軽微な変更」以外は作成が必要になります。
30	1	徳島県	①受注者	施工計画書のサンプルデータをエクセルなりワード等のデータでホームページ上に掲載して、そのデータを修正して施工計画書を作成可能とすれば作成時間の短縮になると思います。	施工計画書は工事毎にその現場特性に合わせて具体的に作成するものであること、また受注者が必要と考えている記載内容は各社で異なることから、ホームページの掲載は考えていません。
31	1	高知県	①受注者	施工計画書作成において、基本的に現場に応じた施工計画を立案して土木工事書類作成マニュアル(最新版)を参考にして、エクセル、ワード等作成しております。 施工計画書のエクセル版、ワード版等をホームページ上からダウンロードできるようにしていただきたい。	
32	1	愛媛県	②発注者	「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」様式の追記 「事務連絡(令和2年5月1日)国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等の入札契約における適切な情報管理の運用について」	マニュアル「1-1-2施工計画書の作成例」の中に様式を追加します。
33	3	徳島県	③支援業務者	登録基幹技能者を置く工事であるか、現場技術員が知る方法は？	登録基幹技能者に関する情報は、契約担当課から監督職員へ周知されるため、監督職員から現場技術員へ周知するようにします。なお、施工計画書に記載することとなっているので、確認にあたっては注意して下さい。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
34	4 5	香川県	①受注者	施工計画書に(4)指定機械と(5)主要船舶・機械を記入するのですが、指定機械が主要機械であれば双方に記入しなければならないのでしょうか。また(7)3)に使用機械を記入するようになっていますが(4)指定機械+(5)主要船舶・機械+(7)3)使用機械を記入するのでしょうか。詳しく記載して頂きたい。	指定機械は設計図書で指定されている機械を記載し、主要機械は指定機械以外の主要なものについて記載をお願いします。 (7)施工方法については、各作業において使用する予定の機械(指定機械、主要機械も含めて)の記載をお願いします。
35	7	高知県	①受注者	検査時に施工方法の箇所よく問われるのですが、「バックホウ〇〇m3を使用して施工する」と記載していたら「じゃあその施工状況写真を見せて下さい」と言われます。マニュアルに記載されているからこちらとしては記載しています。積算上は何の機械を使用してもお金を計上してもらえないので、バックホウ〇〇m3の〇〇m3使用するという文章を消すことはできないのでしょうか。その為の施工計画書の変更、それ用の写真撮影等が省略できます。	施工計画書は、各工事現場毎の現場条件に沿った施工計画を立て、それに基づき施工を進めるものであり、積算上とは異なります。 また検査時には、どのような機種で施工計画を立て、施工計画書に基づきその履行を確認しているものです。施工計画書を作成する意図を理解していただき、安全施工に努めていただきたいと思います。
36	7	高知県	③支援業務者	施工管理計画について、近年、橋梁補修工事や耐震補強工事が多くなってきているが、施工管理基準には該当する項目がなく、受発注者協議により項目を追加している。国土交通省で規格値を定めていただければ協議回数が減り、工事書類の簡素化につながり、また統一した管理ができると思われま	マニュアルの「2-5材料確認書」「2-6段階確認書」「2-7立会・確認願」に基づくものであるが、特殊なものについてはその重要性に応じて、監督職員と協議して下さい。 (意見があったことは、本省へ伝えていきます。) なお監督職員との協議にあたっては、国土交通省 国土技術政策総合研究所(国総研)がとりまとめている「維持修繕工事の事例集(案)」も参考に実施して下さい。 マニュアルに下記を追記します。 「維持修繕工事で土木工事施工管理基準、及び写真管理基準などに該当工種や該当項目がない場合は、「維持修繕工事の事例集(案)」平成29年2月(国土技術政策総合研究所)」なども参考にする。」
37	8 96	香川県	③支援業務者	適正化指針では、出来形管理基準にないものは、「個別の協議書は必要なく、監督職員と打合せし、施工計画書へ記載してください。」となっていますが、土木書類作成マニュアルでは、協議が必要と明記されている。	共通仕様書1-1-1-24施工管理.8記録及び関係書類に記載の「監督職員との協議」について、以下のとおり運用して下さい。 個別の協議書は必要なく、監督職員と調整し、施工計画書へ記載して下さい。 また、マニュアルの該当箇所の記載を以下のとおり修正します。 ◆「なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して定める。」 ◆「なお、出来形の規格値の定めのないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して設定・」など
38	10	徳島県	③支援業務者	パトロールを行う異常気象要件(例)を作業中止基準と記載してくる場合があるため両方の例を記載してはどうでしょうか。	これまで受注者が多く記載していたのは、(10)の緊急時の体制及び対応に、大雨や強風等の異常気象時における施工中止基準のみを記載していました。 (16)の施工中止基準とは、工事の安全、品質等を確保するための基準であり、(10)の異常気象時における施工中止基準とは異なることを認識して施工計画書を作成していただきたい。
39	12	高知県	①受注者	1部修正で変更になった点を見ると、(10)緊急時の体制及び対応にて中止再開基準を基準を記載とありますが、(16)その他 1)にも中止基準を記載とありますが内容が重複している。	
40	12	徳島県	②発注者	本年度において、(16)その他に施工中止基準を明記するよう「土木工事書類作成マニュアル」が修正されたところですが、従来においては「(9)安全管理」に施工中止基準を記載している業者が多ことから、本年度からは(9)と(16)の両方で記載する事になってしまいますので、片方での記載ですむように明記して欲しい。	
41	15	香川県	①受注者	下請負人の契約が満了した際、施工体制台帳および施工体系図から抹消する必要があるかと思います。書類や公衆への掲示等について、具体的な手続きについて統一見解を記載いただきたいと思います。	施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関する具体的な手続きについては、1-2-1(2)に記載のとおり、四国地方整備局建設部発行の「建設業のポイント」を参照していただきたい。 ※参考 建設業法施行規則第14条の6第2号より、施工体系図は、現にその建設工事を施工しているものを記載し、各下請負人の施工の分担関係が明らかになるようにする必要があります。 建設業法のポイントに記載している工期とは元請と下請の契約工期であり、下請契約が満了すれば速やかに施工体系図を変更しなければなりません。 なお、抹消方法は特に定めはありません。 警備業に関しては、直轄工事は発注者(国土交通省)として記載を求めていますので引き続き記載をお願いします。
42	15	徳島県	①受注者	施工体制台帳について、ガードマンは建設業法において記載する必要のないため記載不要としてほしい。	「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号)
43	15	徳島県	①受注者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図について 施工体制台帳はASPで台帳と契約書を、PDFで提出していますが、記載内容確認のため、確認資料(許可票・保険関係等)をメールで送付してくださいと支援業務より要望されます。これまで1つのPDFで整理できていたものを2つに分けて作成する手間、台帳・契約書のPDFをASPで提出し、確認資料のPDFはメールで送信する手間は下請業者が多くなると非常に時間を要します。また、支援業務の方々も、提出する毎に現場事務所にある施工体制台帳ファイルを確認しなければASPの電子印鑑決済ができないため、無駄な移動時間を要します。改定前は一括で処理できていました。(本工事施工体制:下請数現在15社)	施工体制台帳等として提出を求めているものは、土木工事書類作成マニュアルに記載された書類(添付書類含む)であり、それ以外の他資料は提出不要とし、現地等でのプロセスチェック等で確認をしています。
44	15	愛媛県	③支援業務者	施工体制台帳に添付すべき書類が明確となり、大幅に削減されたのは良いが、建設業許可証は添付必要と思います。(業種および有効期限の確認)	
45	15	徳島県	①受注者	「施工体制台帳に添付すべき書類」には「健康保険等の加入状況」等の台帳に記載のある項目の確認できる書類はないが「不要」であるか。実際には確認書類を多数添付している。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
46	15	香川県	③支援業務者	健康保険等の加入状況の確認については、建設業法改正(R12. 10. 1施行)により、加入状況を記載した作業員名簿の作成が義務化されている。今後、マニュアルおよびポイントに作業員名簿の提出が記載されるかも知れないが、提示による確認により把握が容易になると思われる。	建設業法改正に伴う施工体制台帳等の変更(作業員名簿の作成等含む)に関する情報については、建設業法のポイント(令和3年3月版)を四国地整HPに更新しましたのでご確認下さい。 https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/09-point/index.html
47	16	愛媛県	③支援業務者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図(5)様式に「工事担当技術者台帳を含む」と記載されておりますが、2019年1月1日以降に入札公告された工事では削除されたのでは？ H30. 12. 20事務連絡 「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について	質問の内容については、令和2年10月21日に改正済みで、各事務所へも周知済みです。
48	16	高知県	③支援業務者	(5)様式において、施工体制台帳(工事担当技術者台帳を含む)となっておりますが、工事担当技術者台帳(様式例-6)は、平成30年12月20日付通達により削除されています。土木工事書類作成マニュアルに(工事担当技術者台帳を含む)と記載されているため、施工体制台帳に添付してくる業者さんがいる。	
49	17	愛媛県	③支援業務者	契約書第18条に係る通知・確認の記載例またはフォーマット形式を作成して欲しい。	特に様式は定めませんので、適宜対応してください。
50	18	高知県	①受注者	発注者は、共済証紙の購入状況を把握する必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿の提示を求められることができると記載されているが、ある事務所では、建退共済証紙の貼付け(各個人毎)のコピーの提示を求められました。マニュアルと整合しておらず、下請け業者にも負担が生じました。	工事関係書類等の適正化指針(④施工計画書・施工管理体制(ケース3)「建設業退職金共済制度の共済証紙の…」)を周知徹底します。 ◎マニュアル「1-5建設業退職金共済制度の掛金収納書」に記載のとおり、「共済証紙の購入状況を把握する必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿の提示」を求めますが、その他の資料の提示は必要ないことを周知・徹底します。
51	21	徳島県	①受注者	「経歴書」には「現住所・生年月日」等個人情報を含む項目がある。その他の提出書類では個人情報部分は削除しているが、この書類に関しては記載の必要があるのか。	標準様式であり、当面、記載をお願いします。
52	23	香川県	③支援業務者	請負代金内訳書の作成に関して、監督職員から貸与する電子データに必要事項を記入となっているが、貸与されたことがない。	請負代金内訳書の作成に際しては、マニュアル「1-8請負代金内訳書」に記載のとおり、監督職員が貸与する電子データに必要事項を記入することとして下さい。 電子データについては、監督職員に依頼して下さい。
53	24	高知県	①受注者	工事費構成書の提示要求について、当該マニュアルにおいては、請負代金内訳書を工事打合せ簿において提出し、工事費構成書の提示要求を行う手続きとなっておりますが、実情として、請負代金内訳書の提出は契約担当課へ提出しております。請負代金内訳書は、マニュアル通り監督職員を経由して提出(打合せ簿での提出)し工事費構成書を提示要求するといった事務手続きが正しいのでしょうか？ 実情での提出方法が簡素化されておりますので継続させて頂きたいです。 また、特記仕様書『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』に記載される、【請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて(中略)割合を提示し、(以下略)】については工事費構成書を書面でいただけるのではなく、口答やメールにて割合を提示されるものなのでしょうか？ 『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』の特記仕様記載の場合は、受注者から請負代金内訳書が提出されたら、発注者より割合記載した工事費構成書を書面にて受注者に提出という流れにさせていただきますと、受注者の提示要求手続きが簡略されますのでご一考願います。	共通仕様書及び土木工事書類作成マニュアルのとおり、監督職員を経由して提出してください。 『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』の手続きは、「労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル(案)」に基づき実施するものであり、その中に記載のとおり、「受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示し、受注者に実施計画書等作成に必要な様式を通知」することとなります。
54	24	高知県	③支援業務者	特記仕様書第6条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更については、2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費に割合を提示し、受注者に実施計画書等作成に必要な様式を通知するものとする。とあり、受注者は、契約当初にマニュアルのとおり契約担当課へ請負代金内訳書を提出し工事費構成書を受けたが、特記仕様書記載の実績変更対象費の割合を提示されなかったため、担当部署に問合せると、別途工事費構成書の提示の提出を求められ、実績変更対象費の割合の提示を受けることができた。書類の簡素化の観点より、契約当初、契約担当課へ提出した時点での実績変更対象費の割合の提示が出来ないのでしょうか。	『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について』の手続きは、「労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル(案)」に基づき実施するものであり、その中に記載のとおり、「受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示し、受注者に実施計画書等作成に必要な様式を通知」することとなります。
55	29	香川県	③支援業務者	コリンズの登録時期を詳細に記載して欲しい。 竣工登録が、工事完成なのか検査後なのかで迷います。明確にして欲しい。	マニュアルに記載の表現を修正します。 3)完成時:工事完成後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内 ※ただし、完成検査時までには申請登録を完了しておいて下さい。
56	29	愛媛県	③支援業務者	1-12工事実績情報サービス(GORINS)への登録(2)登録時期 3)完成時:工事完成後(竣工後)10日以内 とあるが、土木工事共通仕様書1-1-1-5には、工事完成後についても土曜日、日曜日、祝日等を除くとあります。	
57	30	高知県	①受注者	各種打合せ簿については、必ず適用条文を記載しなければならない、とあるが、適用条文が該当しない打合せ簿については記載しておらず、発注側からも指摘がない、「必ず」は抹消したほうが良いのではないかと。	工事に関する打合せは、基本的に何らかの適用条文(契約書、共通仕様書、特記仕様書など)に基づき実施しているが、表現について、以下に修正します。 (修正前)また、各種打合せ簿については、必ず適用条文を記載しなければならない。 (修正後)また、各種打合せ簿については、適用条文に基づく場合は、根拠となる適用条文を記載しなければならない。
58	30	徳島県	①受注者	工事打合せ簿で指示書については紙ベースでやり取りしていますが、ASPで実施できるようにできませんか。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、指導・徹底します。 紙と電子の別は事前協議により行って下さい。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
59	30	香川県	①受注者	2)協議 協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いため、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容(理由、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等、概算金額(参考値)、延長必要日数等)を打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。 着手できる状況でない設計図書からのその資料の作成は非常に労力を要するので、設計図書の不備や設計図書の照査の範囲を超えるもの等の時は設計図との対比図程度の資料とし、指示していただきたい。	1)工事関係書類等の適正化指針②発注内容・設計照査(ケース2)に修正(追記)を行います。 ③設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。
60	30	香川県	①受注者	明確に記載して必要最低限の関係書類を添付するとあるが、明確に記載の要求をされる場合が多く必要最低限の書類で済まない時が多々ある。	
61	30	徳島県	①受注者	現状の規定範囲では、追記回答で問題は無いと考えますが、実際協議については、最終決裁まで説明しうる資料が必要となるため、受発注間での作業分担を明確にしてもどちらかにしわ寄せがくるだけで本質的な解決には至らないと思います。 工事を進める上で必ず必要な業務のため、設計段階で綿密な計画設計をするか、受注者に一定期間の検討期間及び費用を認めて設計業務として取り扱うかもしくは、工事受注と並行して2~3現場分の設計業務を発注し、施工業者と設計業務車両輪で工事を進めていき、特に重たい協議の作り込みや概算金額の積算は設計業務者(コンサル)が担当する。など業務自体の作業の分散や軽減を主目的に考える事が重要と思います。	様々な方法により、円滑に工事を進めていくよう努めます。
62	31	—	無回答	工事打合せ簿 報告・提出・提示において、書面をもって報告・提出するものと、監督職員から求められ書面を示し説明する場合があります。区分が明確ではありません。共通仕様書・特記仕様書において求められていない場合も、報告・提出を求められる場合があります。	書面をもって報告・提出するのは、設計図書に記載されたものです。なお、提出を求めないものについても、必要に応じて提示を求めるとしており、留意願います。
63	32~	徳島県	①受注者	工事打合せ簿の作成でマニュアルどおりにした書類を各出張所で不備を指摘されることがある。特に競の協議表紙の概算金額記入の有無で指摘が多い。概算金額円でも明記は必要ではないか。	マニュアルの受注者発議の「工事打合せ簿」を以下のとおり修正します。併せて設計変更ガイドラインを変更します。 2. 参考 ①概算金額:約〇〇百万円増(減)額の見込み(※1) ②延長必要日数:約〇〇日増の見込み(※2) (※1)受注者発議において、特別な場合(受注者主導での提案等)のみ見積もり等の参考金額を記載 (※2)工期延期を伴う見込みとなる場合に記載
64	38 47 49 等	徳島県	①受注者	P38 マニフェストは監督職員に提示すればよく、提出する必要はない。 P47.その資料を監督職員へ提示しなければならない。ただし、監督職員から請求があった場合は写しを提出するものとする。 P49.請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 提出する必要はないが、作成する必要があると読み取れる表現が多いため、提示する可能性がある書類、資料は、受注者は作成、整理する必要があるもので、書類作成業務の軽減にはなっていません。 必要な書類を削減する必要はないと思いますので、必要か必要でないか、提出するのしないのか、明確にご判断いただければと思います。(以前の意見、回答を確認すると、同じような意見がありました)	書類提出の負担軽減を行っているところであるが、必要な書類については提示できるように資料作成をお願いします。
65	38	徳島県	①受注者	2-2-1 再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象である。 とありますが、再生資源の搬入、搬出が発生しない場合(いずれもゼロの場合)も作成する必要があるのでしょか。	記載のとおり、全ての工事が対象です。
66	39, 40 48 84 添-44	香川県	③支援業務者	様式で未だに工事受注者と工事請負者が混在しているので工事受注者に統一して欲しい。	意見のとおり「工事受注者」に修正します。
67	43	高知県	①受注者	品質証明の実施期間について、検査時まで監督職員に提出とあるので、中間・既済部分・完成検査の前に資料を取りまとめて提出するようにしているが、品質証明書(様式-33)のみの提出でよいと明記されているにも関わらず、現地測定結果等の資料を請求される場合がありますが労力を要する。	◎マニュアル「2-3品質証明(社内検査)制度」に記載のとおり、「品質確認結果の報告は、品質証明書(様式 33)のみの提出でよい。」とされており、それ以上の提出は求めません。 なお、マニュアルの記載を一部修正します。 (8) 品質確認結果の報告 …の提出でよい。品質証明に関する実施資料一式は、受注者が…
68	43	徳島県	①受注者	品質証明の実施時期について、回数や時期があいまいであり、担当官によって回数や時期がおかしい等の判断が分かれる可能性があるため、明確な基準を記載願います。	品質証明制度は工事の品質確保に関し、受注者とその責任を果たすため自主的に実施するものであり、その制度を理解いただき、適切な時期に適切な品質証明を実施していただきたい。 なお品質証明の実施時期、実施基準については、マニュアル「2-3品質証明(社内検査)制度」の中の(別表)「品質証明(品質確認)の実施基準」を参考に計画し、実施していただきたい。
69	44	愛媛県	①受注者	品質証明員通知書の提出先は、監督職員なので様式-7の(発注者)殿は誤記です。	標準様式であり、誤記でもないため現行どおりとします。 共通仕様書3-1-1-8品質証明の(5)に記載のとおり、監督職員(総括監督員宛て)に提出して下さい。 マニュアルの様式に但し書きとして追記します。
70	44	愛媛県	③支援業務者	品質証明員の通知は、事前協議で取り決めておけば電子での提出でも良いか?	事前協議により決定して下さい。
71	47	高知県	①受注者	着手前に地下埋設物調査を実施して報告しているが、山間部で回りに民家等が無い箇所から明らかに埋設物がないことが分かる場合には省略させてもらえないでしょうか。	山間部の場合であっても、地下埋設物がある場合もあり、除外できないが、明らかに調査が不要なものについては監督職員と協議をお願いします。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
72	47 48	香川県	①受注者	2-4-2近隣協議資料(2)地下埋設物確認について関係機関へ訪問し確認のサイン(印鑑)をもらいに行くのは労力を費やす(2~3日)。メールでのやり取りで確認すれば時間の短縮になるのでメール確認にして頂きたい。又、山間部等で明らかに埋設物が無いものに関しては省略できないか。	確認方法については、監督職員と相談の上、実施して下さい。
73	48	高知県	①受注者	地下埋設物確認書ですが、近年では地上架空線なども報告を要求されます。独自に地下を地上に修正して様式化しているのが現状です。地下は目視出来ないで関係機関へ向う調査押印をもらいまわっていますが、目視可能な地上は本項とは別問題であり、一緒に要求するのはおかしいのではないかと思います。	「共通仕様書3-1-1-12 工事中の安全確保 4.架空線等事故防止対策」に、現地調査を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならないとなっており、地上架空線は地下埋設物とは別に対応して下さい。
74	48	徳島県	①受注者	地下埋設物等の確認について、この場合の責任は設計業務委託会社(コンサル)にも大きくかわるようにして欲しいです。設計時に埋設物や架空線について認識できていないと、目的構造物の形状や施工方法を決定できないと思うので、設計時にも埋設物確認書を作成し設計する事がダブルチェックになりいいと思います。	重要構造物等については、設計時においても実施していますが、施工時においても確認が必要なことから実施しているものです。
75	48	徳島県	①受注者	設計時点で掘削箇所はある程度分かっているので、発注時に「地下埋設物確認書」の内容は確認の必要管理者のみを選定しておけば負担軽減となるが。	共通仕様書「1-1-1-27 工事中の安全確保 16.地下埋設物等の調査」に記載のとおり、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告することとなっており、共通仕様書「1-1-1-36 官公庁等への手続き」に従い、地下埋設確認を行うこととなっています。 新設等の場合であっても、地下埋設物がある場合もあり、除外できないが、明らかに調査が不要なものについては監督職員と協議をお願いします。
76	48	香川県	③支援業務者	照会元記入欄の確認申告者名(工事請負者)とありますが、請負者との明記は無くなったのでは。正しくは工事受注者ではないでしょうか。	地下埋設物確認書を最新版に更新します。
77	48	徳島県	③支援業務者	地下埋設物確認書の様式を最新版に修正 ※令和2年6月19日付 事務連絡「地下埋設物に対する事故防止について」より	
78	48	徳島県	③支援業務者	地下埋設物確認書の様式は、昨年度に改定されていると思われる。今年度も改定されている。 マニュアル発行時点の最新版として欲しい。	
79	48	愛媛県	③支援業務者	地下埋設物確認書 R2.6.19事務連絡(地下埋設物物件に対する事故防止について)より、様式が一部見直されています。(立会の要否と対応方針の記述の追加)	
80	48	高知県	①受注者	unnecessary 調査・確認を削減するよう「地下埋設物・架空線確認については、明らかに調査が不要と思われる場合は、事前に監督職員と協議し確認内容を決定する。」を追記して頂きたい。	マニュアル及び適正化指針以下を追記します。 「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」
81	49	愛媛県	③支援業務者	使用材料の品質規格証明書について、JIS製品一提出不要、JIS外製品一提出、設計図書で定められているもの一提出の認識で良いか？また、提出を行った材料は材料確認の対象ということで良いか？(出張所または話所によって解釈が異なり、受注者が混乱しています。)	材料のJIS規格品に関する取扱いについては、共通仕様書第2編第1章第2節「工事材料の品質」及び本マニュアルに基づいて実施して下さい。
82	49	愛媛県	①受注者	材料確認について、JIS規格品(PC鋼より線等)の取り扱いが徹底されていないように感じます。	
83	49	愛媛県	①受注者	材料確認書は事前に監督職員に提出とありますが、事前に確認内容や日時をメールや週工程会議等で周知できていれば、材料確認後に資料を添付し提出とすることはできないのでしょうか。	監督職員の指定する材料については、材料確認書により実施して下さい。
84	49	香川県	①受注者	使用材料についてだが、いたるところに提示・承諾・提出と入り乱れているの何とかしてほしい。もしくは、段階確認一覧のように膨大な量になるのはわかりませんが、一覧(提示・承諾・提出)を作っていただきたい。いつもその根拠を探すのに手間取る。	使用材料に関する取扱いについては、共通仕様書第2編第1章第2節「工事材料の品質」及び本マニュアルに基づいて実施して下さい。
85	49 50	高知県	①受注者	段階確認で監督職員が、臨場して確認をした箇所は、出来形写真の撮影は不要と明記されていますが、材料確認においても同様ではないでしょうか。確認を受けた材料の、形状寸法等の写真が不要なら、記載をお願いしたいです。	写真管理基準(案)「2-4写真の省略」に記載のとおりであり、使用材料の「形状寸法、使用数量、保管状況」の写真については、写真管理基準(案)に基づき実施して下さい。
86	49 50	香川県	①受注者	材料確認について監督職員又は現場技術員が臨場する場合の写真は必要としないと思いますが、写真管理基準による写真撮影は必要との認識でよいのでしょうか。「写真管理基準による写真撮影は必要」等の文言があれば、理解しやすいかと思います。	なお、マニュアルに記載のとおり、材料確認について、監督職員又は現場技術員が臨場する場合の立会中の写真及び寸法測定中の写真は必要ありません。
87	49 52 65	愛媛県	①受注者	材料確認、段階確認、確認・立会依頼書において事前に監督職員に提出することになっています。事前提出はメール等でを行い、確認結果のみ記載する様式にすれば良いのではないのでしょうか。	情報共有システムなどを活用し、様式どおり実施して下さい。
88	49-66	香川県	③支援業務者	現行の施工監督計画は、改築関係を基本として設定していると見受けられますが近年、発注件数が多くなっている橋梁補修、耐震補強工事などで、段階(材料)確認、確認・立会願、施工状況把握 項目の追加をお願いしたい。	マニュアルの「2-5材料確認書」「2-6段階確認書」「2-7立会・確認願」に基づくものであるが、特殊なものについてはその重要性に応じて、監督職員と協議して下さい。 (意見があったことは、本省へ伝えていきます。) なお監督職員との協議にあたっては、国土交通省 国土技術政策総合研究所(国総研)がとりまとめている「維持修繕工事の事例集(案)」も参考に実施して下さい。 マニュアルに下記を追記します。 「維持修繕工事で土木工事施工管理基準、及び写真管理基準などに該当工種や該当項目がない場合は、「維持修繕工事の事例集(案)」平成29年2月(国土技術政策総合研究所)」なども参考にする。」

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
89	49	香川県	③支援業務者	材料確認が必要な場合を分かりやすくして欲しい。JIS製品は不要とか明確にして欲しい。 (1)6の搬入数量及び合格数量は指定された場合のみになっているが、どういふ事か理由が知りたい。	材料のJIS規格品に関する取扱いについては、共通仕様書第2編第1章第2節「工事材料の品質」及び本マニュアルに基づいて実施して下さい。 搬入数量及び合格数量は、設計図書で数量の確認を行うと指定された場合に実施して下さい。
90	49	高知県	③支援業務者	「指定された工事材料」は、特記仕様書、図面によるほか、土木工事共通仕様書において指定している材料は・・・とありますが、共通仕様書、又は特記仕様書で事前に監督職員の確認をうけること等の文面があるものについては理解できますが、図面によるとの記載については、どのようなケースを想定されているのでしょうか。(材料の規格・品質・寸法等の明記が契約図面にあり、JIS外であるものはすべて指定された材料の扱いになるということでしょうか?) 図面の記載は不要ではないでしょうか。	マニュアルの記載を、「指定された工事材料」は、設計図書によるほか、…… に修正します。
91	49	高知県	③支援業務者	また、上記に合わせてコンクリート2次製品を使用する場合、JISマーク表示品であれば写真等確認資料の提示に替えることができる旨の記載がありますが、共通仕様書2-2-7-1 3. アルカリシリカ反応抑制対策では、適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。との記載があるためJIS製品かどうかに関わらず2次製品の材料承諾が提出される場合もありますが、JIS製品かどうかは別としてアルカリシリカ反応抑制資料のみをすべての2次製品について提出をうければよいでしょうか。	コンクリート2次製品については、共通仕様書「2-2-7-1一般事項 3.アルカリシリカ反応抑制対策」に記載のとおり、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料の提出を受け、確認して下さい。
92	50	徳島県	③支援業務者	(4)その他の材料確認について 設計図面に材料確認の必要性が記載されているもの以外は、事前に監督職員の確認を受ける必要はない。ただし、受注者の発議により、材料確認を求められた場合は、この限りではない。と記載されています。設計図面に材料確認の必要性が記載されているケースはあるのでしょうか。基本的に材料確認は必要ないと思われま。	基本的に指定された工事材料以外は、材料確認の必要はありません。 (4)その他の材料確認についての「ただし、受注者の発議により、材料確認を求められた場合は、この限りではない。」の記述は削除します。
93	52	高知県	①受注者	段階確認書に添付する資料は、受注者が作成した出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は段階確認のために新たに資料を作成する必要はないと明記されているが、様式-31で管理図表を作成して臨場したところ「監督職員の立会値を記載するところがない」と指摘され、段階・材料確認のための資料を作成しており、マニュアルと現場の整合が取れていない。	◎マニュアル「2-6段階確認書」に記載のとおり、「段階確認書」に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認のために新たに資料を作成する必要はない。」こととなり、新たな資料作成は必要ありません。
94	52	高知県	①受注者	段階確認した箇所は写真の省略は不要だが、発注図面では分かりにくい箇所は確認図面を作成しなければならないので労力はかかる。	段階確認をした範囲、場所が分かればいいので、新たに過度な資料作成は不要であり、日常的に作成している出来形管理資料に記載して下さい。
95	53	愛媛県	③支援業務者	段階確認書の「確認時期項目」とは、確認時期or確認項目のどちらを記載するべきか?またはその両方を記載すべき?	マニュアルに掲載の段階確認書の様式を修正します。
96	53	徳島県	①受注者	河川土工(盛土工)段階確認一覧に記載はないが、施工管理計画には河川土工(盛土工)でブルフローリングを実施するよう記載されていた。舗装工の下層路盤でもブルフローリングを実施するので河川土工(盛土工)では必要が無いと思うので、現場に応じたものにして欲しい。	河川土工であったとしても、舗装を行う場合は道路土工を準用し、実施して下さい。
97	54~64	香川県	③支援業務者	段階確認一覧について、維持修繕工-橋梁保全工事(橋脚コンクリート巻き立て工・橋梁付属物工等)についても段階確認や施工状況把握項目を明示していただくと受注者も工事を進めやすくなると思います。現在は、施工監督計画として総括打合せ時に具体的に打合せ明記しているが、一覧に明記されていないと項目や頻度の統一性が無く、頻度等多くなる傾向にあると思います。段階確認一覧に、維持修繕工等の工種を増やして欲しい。	マニュアルは共通仕様書「3-1-1-6監督職員による確認及び立会等」の段階確認一覧表に基づくものであるが、特殊なものについてはその重要性に応じて、監督職員と協議して下さい。 (意見があったことは、本省へ伝えていきます。) なお監督職員との協議にあたっては、国土交通省 国土技術政策総合研究所(国総研)がとりまとめている「維持修繕工事の事例集(案)」も参考に実施して下さい。 マニュアルに下記を追記します。 「維持修繕工事で土木工事施工管理基準、及び写真管理基準などに該当工種や該当項目がない場合は、「維持修繕工事の事例集(案)」平成29年2月(国土技術政策総合研究所)」なども参考にします。」
98	54	徳島県	③支援業務者	段階確認書と確認立会項目の詳細が知りたい。書類作成マニュアルに該当する段階確認項目がないので、総括打合せ記録には段階確認なしと記載し確認立会としているが、記載のない項目でも段階確認とする事は可能ですか。統一性がとれなくなると思いますが。	「維持修繕工事で土木工事施工管理基準、及び写真管理基準などに該当工種や該当項目がない場合は、「維持修繕工事の事例集(案)」平成29年2月(国土技術政策総合研究所)」なども参考にします。」
99	65	-	無回答	確認・立会において、材料確認・段階確認以外で立会が必要な場合に使用するとありますが、区分が明確でないように思われます。監督職員から指定された場合とある規定も、工事によって違いがある場合があります。	マニュアルに記載の、施工状況把握や監督職員の立会を要する事項について、監督職員の確認・立会を必要とするものに使用して下さい。
100	65	香川県	③支援業務者	工事目的物が完成すれば、検査や変更に向けて施工業者と一緒に出来形を確認するが、その結果を立会として提出して貰わなければならないのか。このあたりを明確にして欲しい。	立会ではなく、発注者支援業務の共通仕様書に基づき、業務内容を履行して下さい。
101	67	愛媛県	①受注者	2-9排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真 以前検査前の書類確認時、写真を求められた。 マニュアルに「使用する建設機械の写真の提出を行う必要はない。施工プロセスチェックにおいて確認」とあるが、写真撮影自体は必要か不要か明確にしたい。	マニュアル「2-9排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真」に記載のとおり、排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真の提出を不要としているものであり、監督職員等からの請求があった場合、分かる資料を提示できるように写真の撮影等は必要です。 なお共通仕様書3-1-1-12(工事中の安全確保)に基づき、指定機械の確認を行っているものであり、その確認においては、施工プロセスチェックにおいて、現地確認もしくは写真等の資料により確認しているものです。
102	67	徳島県	①受注者	2-9排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真 使用する建設機械の写真の提出を行う必要はないとあるが、施工プロセスチェックにおいて確認を受けるためには提出はしないが撮影しなければならないので提出と同等である。	写真の提出を不要としているものであり、監督職員等からの請求があった場合、分かる資料を提示できるように写真の撮影等は必要です。 なお共通仕様書3-1-1-12(工事中の安全確保)に基づき、指定機械の確認を行っているものであり、その確認においては、施工プロセスチェックにおいて、現地確認もしくは写真等の資料により確認しているものです。
103	67	徳島県	①受注者	現状排出ガス対策型でない重機はほとんど流通していないので、提出や写真の管理項目から削除し、少しでも受発注間の負担軽減を図った方が良いと思います。	当面現行どおりでお願いします。 なお、今後は、簡素化に向けて検討していきます。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
104	67 回答4/9	徳島県	③支援業務者	マニュアルでは「・・事前に把握している場合においては、あらかじめ休日・夜間作業届を提出する必要はない。」記載しているが、土木工事共通仕様書1-1-1-36 2.には「現道上の工事については書面により提出しなければならない。」とあり、統一されていない。四国オリジナルで提出しないで業者に指導？天候等で直前に予定表と変更になったりするのでASP等の提出でよいと思います。	土木工事書類作成マニュアル「2-8休日・夜間作業届」に基づき実施して下さい。 「工事関係書類等の適正化指針」の⑩日報等の報告(ケース1)についても修正(追記)を行います。 ◎現道上の工事で、休日・夜間作業の有無を週間工程会議(週間工程表)等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合においては、あらかじめ休日・夜間作業届を提出する必要はない。
105	68	愛媛県	③支援業務者	安全管理に交通誘導警備員集計表の記載例、記載に関する注意事項等を記載してほしい。	集計表について、土木工事書類作成マニュアルに追加します。
106	74	高知県	①受注者	工程表はその工事に見合った様式で実施工程表を作成するとありますが、特記仕様書 第35条では工事工程表(クリティカルパス)を含むになっていますが、ネットワーク工程表しかクリティカルパスではないため、整合性がとれてない。	実施工程表については、実際に使用している工程表の提示を求めているものです。(新たなものの作成は必要ありません。)
107	75	高知県	①受注者	工事履行報告書において、工事着手前に予定工程(%)を記入して監督職員へ提出と明記されているので、ある事務所では、ASPIにて提出したところ「不要」と却下されました。マニュアルと整合されてません。	工事履行報告書の提出については、マニュアル「4-1工程管理(5)工程管理に関する留意事項1)工事履行報告書」に記載のとおり提出して下さい。
108	75	高知県	①受注者	工事履行報告書において、工程見直し等を行った場合には工程表を添付するが、その他の添付資料はある事務所の現場では不要とされましたが、別事務所の現場では添付資料は、毎月の総合工程表・出来高計算書・月別出来形写真が必要で労力が必要でした。統一(簡素化)できないものでしょうか。	工程管理については、マニュアルを基本とすることを周知徹底します。 工事履行報告書における実施工程について、出来高計算書、出来形写真等の提出は不要です。
109	75	高知県	①受注者	平成30年度より、実施工程表については、変更予定の実施工程で管理するとあるが、発注者側が理解できておらず？当初のままで不自然な工程表を過去に作成するよう指示された事がある。マニュアルに書いてあるでしょうと言っても受け入れてくれない。	マニュアルに基づき工程管理を行うよう各事務所に周知徹底していきます。
110	75	高知県	①受注者	工期が当初から足りていないのに工期延長の理由に拘り過ぎる。規模、工種等を十分考慮した工期設定を行っていただきたい。	適正工期の設定に努めるとともに、受注者の責によらない工期延伸の場合は、発注者側で行うことを指導します。 なお、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
111	75 76	徳島県	③支援業務者	1)工事履行報告書 維持工事に関しては、当初契約数量はダミーの数量が多いのと指示書工事で数量が増えることからフォローアップのかけようが無い。よって当初計画の出来高では3月末が100%になっているが、3月前には100%を超えることが多い。 維持工事に関してはフォローアップの必要が無い事と実施工程の%が100%を超えても問題ないことを記載して欲しい。	1)工事履行報告書 の③を追記します。 ③維持工事は実施工程(%)のみを管理するものとし、契約金額に対する工程(%)を記載する。
112	75 77	愛媛県	①受注者	履行報告書の進捗率を決定するのに内訳書の金額を根拠に決定していた。率の計算等に時間を要したので、バーチャートのみでの報告だと良い。(工程の大幅な遅れかどうかは、発注者、受注者のそれぞれが協議できれば良い。)	実施工程表を提出する必要はないが、実施工程に基づき、適切に工程管理してください。
113	76	愛媛県	③支援業務者	工事履行報告書において、工程見直しを行った場合の記載例を掲載して下さい。備考欄および(記事欄)への記載の仕方について	実施工程に関する必要事項(変更工期、数量増減の事実など)を記載願います。
114	78 79 84 85	徳島県	①受注者	5-1章の塗膜厚測定表、塗膜厚測定成績表は出来形管理の項目であり、5-2章に記載していただきたい。	意見のとおり修正します。
115	87	高知県	①受注者	建設材料の品質記録保存資料について マニュアル内において、様式の一部しか掲載されていない。また、国総研のHPIにおいても、様式の一部しかアップされていない。このため、初めて資料作成するモノにおいて、求められている資料の全容がわからず困惑した。	「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」に基づき資料の作成をお願いします。
116	87	愛媛県	③支援業務者	建設材料の品質記録保存資料「4. 記入方法」において、「(2)材料特性 2)骨材」も試験成績表を使用することが出来ないか。(受注者にとってはこの表を作成するのが一番手間であり、目的項目と違う数値が入力されていたり転記ミスが多いことから。)	
117	88	高知県	①受注者	建設材料の品質記録保存資料の総括表(2)について、発注者が作成とあるが、過去の工事において、受注者の見解における総括表(2)を作成して電子納品を行っているが、不具合で指摘されたことはありません。今後は省いてよいでしょうか。	総括表(2)については、年度毎、構造物毎に発注者が作成するものであり、受注者側での作成は不要です。 (平成30年3月28日通知文書により、作成主体が明確化されています。)
118	88	徳島県	③支援業務者	品質記録について：様式は100、101、105、107、108、109の様式となっているが102、103、104、106は必要ではないのですか	平成30年3月28日通知文書により、JISの規定様式をそのまま活用できるようになり、提出様式が見直されています。
119	96	愛媛県	①受注者	96ページの5-2出来形管理(2)出来形管理について、出来形の規格値の定めのないものについてはあらかじめ監督職員と協議して設定する。とありますが、平成30年10月の適正化指針P.17①-13出来形管理基準に個別の協議書は必要なく、監督職員と打合せし、施工計画書へ記載してください。とあり整合性がとれていません。	共通仕様書1-1-1-24施工管理.8.記録及び関係書類に記載の「監督職員との協議」について、以下のとおり運用して下さい。 個別の協議書は必要なく、監督職員と調整し、施工計画書へ記載して下さい。 また、マニュアルの該当箇所の記載を以下のとおり修正します。 ◆「なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して定める。」 ◆「なお、出来形の規格値の定めのないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して設定・・・」など
120	96	高知県	①受注者	3)出来形管理について 該当工種がないものについて監督職員と協議とあるが、出張所等では打合せ簿の協議と解釈され、協議作成書類内容が後に施工計画書の打合せ簿提出書類内容と重複するため、施工計画書提出時に自主基準案として記載し、監督職員に承諾をいただければ書類作成が1回で済むのではないのでしょうか。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
121	96	愛媛県	①受注者	出来形管理において測点及び位置に記載されているものだけで良いのかももう少し詳しく記載してほしい。	出来形管理については、土木工事施工管理基準及び規格値(案)の「出来形管理基準及び規格値(案)」に基づき管理して下さい。 なお、共通仕様書1-1-1-24「施工管理 8 記録及び関係書類」に記載のとおり、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行って下さい。
122	96	香川県	①受注者	5-2(1)より不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるように出来形(写真を含む)とありますが、例かごマット工は覆土を行う為、不可視部分となりますが「写真管理基準」Ⅲ-8より200mまたは1施工箇所1回となります。明確にしなければいけない観点から20mごとに出来形写真を撮るようになっています。不可視の為、立会対応等で改善して頂きたい。	工事完成後に不可視となる出来形部分(臨場による段階確認を実施した箇所を除く)については、出来形寸法が確認出来るように、適宜、撮影をお願いします。「適宜」とは、設計図書の仕事が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数を指します。
123	101	愛媛県	①受注者	「監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。」とありますが、橋梁下部工等の鉄筋コンクリート構造物に於いて、配筋及び基礎杭の掘削長を臨場確認した場合でも不要となるのでしょうか？又、臨場確認して頂いた場合は、不可視部分の写真が無くても測点の対象にならないのでしょうか？逆に写真があれば加算対象になるようなことはないのでしょうか？	写真管理基準(土木工事書類作成マニュアル)に記載のとおり、監督職員等が段階確認した箇所の出来形管理写真の撮影は不要です。ただし、監督技術基準に記載されている頻度以上の確認・立会を求めて写真を不要とすることはないので注意して下さい。
124	101	徳島県	②発注者	(2)写真管理基準2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上層寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。完成検査時に不可視部分の写真の提示を求められる。工事によっては、大量の不可視部分の整理が発生する。施工状況把握計画で監督職員が立会したことで、完成時の写真を削減出来ると思います。	施工状況把握は、工事の状況を把握するためのもので、出来形等確認するものではないため、写真を省略できるものではありません。写真の省略ができるのは段階確認のみです。ただし、段階確認等の頻度については、監督技術基準によるものとし、写真の削減を目的に段階確認等の頻度をむやみに増やさないよう留意して下さい。
125	102	愛媛県	①受注者	現場発成品調書について、資料が煩雑である。(他工事で設置された既設構造物の種別判定や、切断撤去時の根拠作成等)	現場発成品調書の作成にあたってはご協力をお願いします。 なお資料作成にあたっては、過度な資料を受注者に求めることのないよう指導します。
126	102	香川県	①受注者	支給品受領、清算書に添付させられた資料(写真等)が膨大な量を求められた。発注者より支給される資材に、受注者が支給される資材の品質証明の資料を用意させられた。	支給材料については、品質証明等の膨大な資料を受注者に求めることのないよう指導します。
127	106	高知県	①受注者	現場発成品調書の宛名が出張所長名であったり、監督官名であったり統一されていない。物品又は分任物品管理官(官職氏名)×○事務所(出張所)の指示による、としてもらったほうが納得。	物品管理官は四国地方整備局の総務部長、分任物品管理官は各事務所長となりますので、現場発成品調書等の宛名は分任物品管理官である事務所長名として下さい。 マニュアルを分かりやすく修正します。 なお、現場発成品の搬出先は指示します。
128	110	愛媛県	①受注者	工事完成検査時における書類作成において、工事概要書なるものについての作成要望がある場合があるが、検査の為のみの書類については、更なる削減を求めたい。	工事検査時において、工事概要書の作成は必要ありません。
129	110	高知県	③支援業務者	工事完成調書及び完成写真について、令和2年度に不要となったことにより、事務所によっては必要ということで発注者支援業務で作成するようになっている。これまでは作成主体は受注者だったものが、発注者になっただけであり、簡素化となっていません。四国地整で統一していただきたい。	工事完成調書等については、工事書類の簡素化に向けた取り組みの中で、書類の必要性を検討し、完成図の添付資料としては削除することとしています。 なお、管理上の問題から事務所独自の取り組みとして必要とする場合でも、発注者が自ら作成し、受注者への負担とならないよう指導していきます。
130	その他 回答8/9	徳島県	③支援業務者	73「工事完成調書の様式が・・・」修正：「掲載します。」となっているが、適正化指針(案)回答97と同様に「なお令和2年4月1日以降完成工事からは不要です。」の1行を追記して欲しい。	また、検査関係書類としての完成写真は不要ですが、写真管理基準に基づく完成時の写真は必要です。
131	116	高知県	①受注者	工事出来高内訳書(様式-18)は、「参考」としてほしい。出来高計算書をオリジナルで作成し出来高管理を行っているが、検査前に様式-18で作成して提出したところ、「毎月提出してもらっている出来高計算書のほうがわかりやすい」とされ、様式-18の作成労力がムダになった。	工事出来高内訳書は、様式18を基本とし、必要な内容の記載をお願いします。 (⇒様式18は修正します。)
132	130	高知県	③支援業務者	中間前払金の支払いを請求する場合受注者は、工事打合せ簿に認定請求書及び関係資料(工事履行報告書)を添付して監督職員に提出するものとする。と有りますが、工事請負契約書第34条(前払金)には記載がありません。また、工事関係書類一覧表では提出は契約担当課(監督職員を経由して提出するものを含む)と有ります。認定請求書を直接契約担当課へ提出すれば、工事打合せ簿は不要ではないでしょうか。	契約書に基づく行為という意図で記載したものです。契約書の条数が変更となっているため修正します。 認定請求書等の提出については、マニュアルに記載のとおりであるが、工事関係書類一覧表については分かりやすく修正します。
133	141	愛媛県	①受注者	現場環境改善費について、計上できるものが担当者により明確でないと思われまます。 何が○で何が×か、ある程度統一していただけないでしょうか。	現場環境改善費は、「仮設備、営繕、安全、地域連携関係」の項目において、事例に基づき実施するものであり、具体的な内容についてはマニュアルの「9-3現場環境改善費(旧イメージアップ)」を参考に監督職員との協議により実施して下さい。
134	142	愛媛県	①受注者	9-4 創意工夫・社会性等に関する実施状況について 各工事に於いてかなりの項目数を提出しているのでも点数に反映すればとかなりの時間と労力がかかっている。また、予算に余裕のある受注者の提出する数にプレッシャーをかけられることもある。対策として提出項目数に上限を付けてはどうか。	創意工夫については、項目数だけではなく、その現場に効果があるかどうかも含め総合的に判断しています。 上限を設けることは出来ませんが、その現場に効果があるものを検討し、実施していただきますようお願いいたします。
135	142	香川県	①受注者	創意工夫・社会性等について 提出した創意工夫の評価について公表することはできないか。(今後の工事に参考にしたいので)	各工事の現場条件により効果が異なることや、総合的に評価しているものであり、個別には公表していません。
136	147	香川県	③支援業務者	出来形数量計算書の提出に当たっては、受注者に協力を頂き変更契約前までに提出を行っているところであるが、「共通仕様書」に工事完成時までに提出しなければならない」と明記されていることから、受注者によっては工事完成までに数量を確定して提出をすればいいのではと思われている節も見受けられる。よって、具体的に数値を明記(工期の1ヶ月)することは出来ないものではないでしょうか。	出来形数量については、共通仕様書に記載のとおり提出いただくとともに、適正化指針の「事例及び回答一覧表」に記載のとおり、出来形ではない変更契約するための変更数量については事前の作成にご協力をお願いします。マニュアル「9-6 出来形数量計算書」においても、同様の記載内容に修正します。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
137	147	徳島県	①受注者	出来形数量計算書を作成するにあたり、発注時の数量計算書が発注数量と違っていたり、数量根拠が余りに簡易的に算出されている場合があり、作成時に参考とならない場合がある。	必要となる根拠資料については発注者に要求してください。
138	148	徳島県	③支援業務者	9-7新技術関係 (3)「…四国技術事務所 新技術関係ホームページよりダウンロードし作成する。」とあるが、新技術活用計画書及び活用効果調査表はWEB上での作成に変更している	記載内容を最新版に修正します。
139	148	高知県	③支援業務者	新技術活用計画書・活用効果調査表ともにNETISのHPより直接入力した後、提出用ファイル(zip)で提出することとなっていますので、現在は様式をダウンロードして作成していません。	
140	151	愛媛県	①受注者	電子納品について、提出部数が2部と特記仕様書で定めてあるが、指定部数以上の提出を要求されることがある。(事務所用、語所・出張所用、四技用など)追加要求するなら、設計図書に始め必要部数を明示してほしい。	必要部数は特記仕様書のとおりとし、別途追加要求しないよう各事務所へ指導します。
141	157	香川県	③支援業務者	一覧表に大内白鳥監督官が記載されていない。内容的に古いのでは。	マニュアルは可能な限り最新版に更新していきませんが、適宜、監督職員に確認して下さい。(マニュアルを最新版に修正します)
142	添-2	愛媛県	①受注者	設計変更協議会において 5協議会の結果 についての議事録作成記録が無い場合が多い。 議事録を頂き、決定事項についての確実な共有を図りたいと思う。	マニュアルに記載のとおり、協議会の結果については、「協議会終了後、議事録は発注者等が作成して、受注者と結果を共有する」ことを周知徹底します。
143	添-2	徳島県	③支援業務者	誤字修正 設計変更協議会の開催についての3.体制 2)で発注担当課長が院長の代理となっている。→委員長が正 ※平成21年11月版より誤記有り、当時に発注者に口頭で伝えている。	意見のとおりマニュアルを修正します。
144	添-2	香川県	③支援業務者	メンバーの「発注担当課長」「主任監督員」を「発注担当課長等」「主任監督員等」に変更し、「技術資料作成等業務従事者」と「工事監督新業務従事者」の参加根拠にはどうでしょうか。 また、「発注者が事務局」の「発注者」を「発注担当課」か「監督員」かをはっきりして、誰が議事録作成を作成するか明確にした方がいいのではないでしょうか。	意見を踏まえ、委員について、下記のとおり修正します。 委員:事業対策官、工物品質管理官、発注担当課、監督職員 等 ※「発注担当課」には、技術資料業務従事者が含まれる。 ※「監督職員」には、現場技術員が含まれる。 ※「等」には、設計担当課などのその他関係者が含まれる。
145	添-20~	徳島県	①受注者	検査書類限定型モデル工事となっていますが、限定書類の他は検査用には作成・持込は不要ですか、他の事項についてはプロセスチェックにて確認する事になっていますが、検査時に限定書類の他の内容について求められませんか。	工事検査時における確認書類の限定については、監督職員と技術検査官の重複確認を廃止するとともに説明用資料等の書類削減を目的として令和2年11月に改善を図っています。(マニュアル「工事検査時の確認資料について」)なお検査時に受注者が準備する資料、確認する資料は、「検査時に確認する書類一覧」に記載のとおりです。
146	添-31	愛媛県	③支援業務者	事務連絡平成30年1月26日の添付理由についてこの事務連は民間発注工事における「誓約書」の活用だと思いますが、直轄工事である公共工事についても「誓約書」は必要でしょうか。工事請負契約書第7条4には、「工事施工を下請け企業も含め社会保険加入企業の限定」とあり、取扱いに迷いそうです。再下請け契約において作成すべきと言うのであれば、その旨明確にして頂きたい。	マニュアル「1-2-1施工体制台帳・施工体系図」(2)の「施工体制台帳に添付すべき書類」以外の添付の必要はありません。
147	添-53	高知県	①受注者	総括打合せの項目に、通知・確認を行った内容については、特段の理由がある場合を除き、改めて協議する必要は無い。と記載があるが、回答では「協議する事」が実状であり個々に協議書を作成している。	「工事関係書類等の適正化指針」①協議書(協議・指示等)【ケース2】に示しているとおりです。 「基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては概括的な指示とし、詳細については発注担当課または主任監督員の指示とします。」を周知・徹底します。 ただし、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。
148	添-53 添-54	高知県	③支援業務者	18条照査質問事項に関して、事前の回答には答えは出ているものに関して、実際には別途協議すること。となる場合があり協議書を提出する必要がある書類簡素化の妨げになっている。せめて後日指示するとし、このような場合の指示に関しては、事務所において作成することを具体的な表現で徹底して頂きたい。	
149	32 添-53	徳島県	③支援業務者	指示(工事打合せ簿)の記載例の指示に対する受注者の回答欄は、「■承諾」となっています。 総括打合せ記録(様式)では、指示に対して「了解しました。」としています。 どちらかに、統一したほうが良いと思います。	共通仕様書の用語の定義では、「承諾」となります。 「了解」から「承諾」へ修正します。
150	添-53	香川県	①受注者	総括指示の場合は、受注者回答は「了解」であるが、打合せ簿の回答は「承諾」である。	
151	その他	高知県	①受注者	施工体系図作成にあたり、常時50人以上の労働者を使用する現場においては、統括安全衛生責任者の選任が必要で、選任した場合には、労働基準監督署への届け出が必要である。ある現場において、常時10~49人の労働者規模の工事であったので、統括安全衛生責任者に準ずる者として選任したところ「聞いたことがない」の一点張りで受理されなかったため、監督署に無届のまま着手しました。中規模建設工事現場における安全衛生管理指針に準ずる者の選任は文章で明記されていることを提示しても発注側(現場技術員)の意見は変わらなかった。受注者側の意見も参照して載きたい。	受注者からの意見を受理しないことについては、指導徹底します。 今後中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図っていただきますようお願いいたします。 ※参考:労働局見解 ・監督署には、中規模建設工事現場における安全衛生管理指針に基づく「統括安全衛生責任者に準ずる者」の届け出の義務はありません。(特定元方事業者事業開始報告は通常工事同様必要です。)
152	その他	徳島県	①受注者	マニュアルを改定した場合や適正化指針があらたに発表された場合に受注者へのアナウンスがないため、しばらく気付かない。 全受注者へメール等で知らせしてほしい	マニュアルを改定した場合などは、速やかに本局から各事務所へ周知するとともに、受注者にも周知するよう指導しているところです。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
153	その他	徳島県	①受注者	検査時においても事前協議で電子書類としたものを紙ベースで用意していても減点対象にしないでほしい。提出はしないが受注者として整理・説明しやすい場合もあります。	電子、紙の区分けについては、監督職員と相談していただき、事前協議時に決めて下さい。 なお、二重作成防止を目的に実施しているものであるが、極端な場合を除き減点することまでは考えていません。
154	その他	徳島県	①受注者	荒天時の対応(現場被災状況等の確認や報告方法・時期)について統一性がないためマニュアルに記載をお願いします。	緊急時の体制及び対応については、必要最低限の体制及び連絡体制を記載をお願いします。ただし、個別の現場被災状況等については、ケースバイケースであるため、監督職員と協議して下さい。
155	その他	愛媛県	①受注者	該当項目及び該当箇所を読み込むことで、必要や不必要の書類がわかるが、今後はフローチャート及びチェック表のような形で、マニュアル自体の簡素化をして頂ければ更なる改善につながると思われる。	現場にとって簡素化になるよう、努めていきます。
156	その他	高知県	①受注者	維持工事ですが以前の業者の工期が令和2年3月31日、次の業者が令和2年4月1日です。引継ぎ期間が少ないです。契約上、重複は出来なんでしょうか。	引継ぎ内容については、監督職員と調整して下さい。
157	その他	徳島県	①受注者	当初に無くて、追加工事で発生した材料について、指定材料になるのか判断が難しい場合がある。指示の時点で、指定材料があるかどうか明記して頂ければありがたい。	その都度、指定材料となる場合は、指示をします。
158	その他	高知県	①受注者	河川・道路・港湾など部署(事務所・出張所)により書式などが統一されていない。	河川、道路関係については、土木工事書類作成マニュアルに従い、工事書類を作成することとしています。 港湾関係は、港湾工事共通仕様書に従い、工事書類を作成することとしています。
159	その他	愛媛県	①受注者	全体にわたり、「提出は必要としないが、提示を求めている」が多く記載されている。提出書類(工事打合せ簿等)ではないので、多少簡素化にはなっていると思うが、準備しなければならない事を考えると変わってはいない。	書類提出の負担軽減を行っているところであるが、必要な書類については提示できるように資料作成をお願いします。
160	その他	香川県	①受注者	提出書類が提示で良いとしても、作成する労力に変わりはない。	
161	その他	愛媛県	①受注者	総括打合せについて、提出する3部は受注者側で準備するが、発注者側が多数出席する際は、発注者側で必要部数コピーを取ってほしい。	総括打合せは、基本的に18条関係をメインに実施しているものであり、その他施工計画書は必要に応じて作成して下さい。 なお、今後はWEB等による打合せも検討していきます。
162	その他	高知県	③支援業務者	令和2年度より、原則全ての工事について週休2日制により発注を行う事となり、工事完了精算変更前までに監督職員に申請する事となっているが、現状では様式の指定が無く、各受注業者からの申請様式を採用している状況である。受注者の負担軽減及び監督職員の照査簡略化の為、様式を明確に定めてはどうでしょうか。	週休2日実施の確認は、受注業者の既存資料等(カレンダーや工程表、休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し算出して下さい。なお、確認にあたって、受注者へ負担となるような資料作成は求めないようお願いします。
163	その他	愛媛県	③支援業務者	前回の改訂意見にもありましたが、工事日報を追加して欲しい。後の調査物や地元から苦情があった場合、日報があったら良かったのに…と思うことがある。改訂案として、週間予定表を各社ASPによる工事日報(仮)にて週間工程会議に参加し、実施後に工事日報として提出する。(変更がなければそのまま提出できる。)	簡素化の観点から工事日報を削除したところであり、現時点で追加は行わない。
164	その他	愛媛県	①受注者	効率をあげるために国、県、市で書類作成マニュアルを統一していただくと助かります。	「四国地方公共工事事業確保推進協議会」を活用して、工事書類の標準化に努めてまいります。
165	その他	徳島県	①受注者	全体的に「設備工事」ではそぐわない書類、基準などが多い。別途「設備工事編」の作成はできないか。	当面、本マニュアルを準用していただきたい。
166	その他	香川県	①受注者	お願いします。電気通信設備の抜粋版をお願いします。	ご意見は担当部署等に伝えます。
167	その他	愛媛県	①受注者	どんなに書類を簡素化しても、工期が短ければ、全く意味を成さなくなります。負担を軽減、ワークライフバランスなどを銘打つのであれば、十分な工期をもった発注をしてください。現在の労務状況を見ている家族は、「やっぱり建設業ってだめだね」と判断されてしまっています。将来の労働力確保の為にも、魅力ある業種にしていきたいものです。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
168	その他	徳島県	①受注者	提出書類・提示書類を分かりやすく一覧表や詳細にしてほしい。今現在のやつでは分かりにくい。	共通仕様書並びに特記仕様書に基づき実施して下さい。
169	その他	高知県	③支援業務者	コンサル成果品の電子納品で、電子納品チェックシステムのCAD製図基準に適合し、なおかつ「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」のSXFビューアで確認していても、CADソフトでチェックをするとエラーが発生します。このような場合は、図面の修正はしなくても良いのでしょうか、それとも発注者で修正するのでしょうか、コンサル成果品を納品されて、発注するまでにバージョンが変わって図面にエラーが発生した場合(例:機械編、version5.1.0からversion7.0.1)は、発注者の方で修正するのでしょうか、お聞かせください。発注者は、納品時必ずSXFビューア等でエラー確認するようにお願いします(これまでエラーの出なかった図面はありませんでした)	「工事関係書類等の適正化指針」の①完成図書(ケース2)を周知徹底するとともに修正(追記)を行います。 ◎契約図面(指示図面含む)については、チェックシートを用いた確認等により、CAD製図基準に沿うように指導します。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
170	その他	徳島県	①受注者	電子納品の運用開始から今日まで受注者としては、CAD製図基準についての必要性を感じていません。現在発注図面データで電子納品対応になっている事はほとんど無く、完成図作成時の負担作業となっています。レイヤ名称や線の色分けが間違っている、図面内容があつていれば現場での施工は可能なので基準の撤廃が妥当だと思います。基準に縛られて作業工数が増えているのが現状です。	CAD製図基準に基づく図面の作成は、中長期的な書類の効率化や管理上必要なものでありご理解下さい。契約図面(指示図面含む)の作成については、発注担当課並びに設計担当課にCAD製図基準に沿うように指導します。
171	その他	高知県	③支援業務者	コンサル成果品の数量計算書が、土木工事数量算出要領に基づいて作成されていないものがあります。例えば作業土工があるにもかかわらず、土工総括表や床掘残土総括表が作成されていないものがあります。又、四捨五入していたり、切り捨てになっていたりと、数値のまるめがまちまちになっています。このようなことのないように、特記仕様書で数量計算書は土木工事数量算出要領に基づいて作成と明記してはいかがでしょうか。納品されてからは、支援業務者が修正したり、追記しなくてはなりません。	設計受注者に対して徹底していくとともに、発注者の方でも確認し、設計図書の充実に努めて参ります。
172	その他	徳島県	①受注者	変更図面の作成について。 現況は変更があった場合当初図面を見え消しで修正し、完成の時見え消しの部分を削除して完成図となります。それを変更があった場合、見え消しではなく、そのまま修正すればその時点で完成図が仕上がり、効率が良くなります。	設計変更図面等については発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。完成図については、完成図作成要領に基づき作成してください。
173	その他	高知県	①受注者	提出書類の添付資料の様式や書き方を他工事と合わせてほしいと言う訂正依頼がある場合、当作成書類の内容が不備の場合は分かりやすい指示となりますが、内容はほぼ同じで様式に記載されている名称など見た目ではないかと思われる訂正を繰り返し行われると書類の訂正に追われて他の書類作成の負担増となっている場合がある。(過剰な書類訂正依頼)	「工事関係書類等の適正化指針」を遵守するよう周知徹底します。
174	その他	香川県	③支援業務者	維持工事に関するの指示書、完了報告書の書式等についても作成してほしい。	マニュアルに様式を追加します。
175	その他	高知県	③支援業務者	週休2日実施状況について各受注者で様式が違うため、四国地方整備局の統一様式を定めてほしい。	当面、各受注者からの様式により確認して下さい。 なお、週休2日実施の確認は、受注業者の既存資料等(カレンダーや工程表、休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し算出して下さい。なお、確認にあたって、受注者へ負担となるような資料作成は求めないようお願いいたします。
176	その他	高知県	①受注者	各出張所・詰所により、現場閉所に伴う代替日として作業する場合、都度協議書を作成・提出を依頼されます。日報も休日届けも不要となっており、事前に工程会議などで周知する事で問題ないと思われます。また休日取得率の確認においてはプロセスチェックにて確認すれば実情を把握する事ができるのではないのでしょうか。適正化指針にて記載するよう願います。	週休2日・現場閉所工事において、現場閉所に伴う代替日における監督職員との協議などの取扱い方法に関しては、その都度の協議が不要となるよう見直す予定です。
177	その他	香川県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル 新旧対照表を作成・公表してほしい。	マニュアルを改正した場合はなどは、速やかに本局から各事務所へ周知します。また、年度を区切りとして改定履歴を作成する予定です。
178	その他	愛媛県	③支援業務者	年度毎に更新されていくため変更箇所を分かりやすくしてほしい。	
179	その他	高知県	③支援業務者	正誤表等改訂した箇所(前年との変更箇所)がわかるようにしてほしい。	